

# 社団法人日本ライフル射撃協会 公認審判員規程

## 〔総 則〕

第1条 本規程は(社)日本ライフル射撃協会及びその加盟団体の主催又は主管する射撃競技の審判員の資格と任務の基準を定め、各種競技及び段級審査の公正なる運営を期するために定める。

第2条 本協会が公認する審判員は、次の2種とする。

本部公認審判員 若干名

地方公認審判員 若干名

## 〔任免・資格・登録〕

第3条 公認審判員の任免は次の通りとする。

本部公認審判員は加盟団体の集合体(ブロック)の推薦に基づき、地方公認審判員は加盟団体長の推薦に基づき、理事会の承認を経て本協会会長が任免する。

地方公認審判員推薦書は <様式1>

本部公認審判員推薦願出書は <様式2>

第4条 公認審判員には、本部、地方の区分に従い、それぞれ公認審判証を交付するとともに、協会本部に登録するものとし、任期いずれも3力年(3年ごとの7月1日を基準とし、途中任命者については残任期)とし、再任を妨げない。(ただし、再任については必要な要件を満たすものに限る)

登録料は本部公認審判員 5,000円

地方公認審判員 4,000円

公認審判員証は <様式3>

公認審判員胸章は <様式4>とし本部にて作成交付する。

胸章の再交付は2,000円とする。

第5条 公認審判員は、人格高潔にして、協会本部または加盟団体の主催する審判講習会を受講し、必要に応じ行うテストに合格した者で、下記の資格を有する者を原則とする。

### 1. 本部公認審判員

地方の公認審判員の経歴5年以上で適任者と認められる者

### 2. 地方公認審判員

射場役員歴または射手歴3年以上の経歴を有する者

3. 公認審判員は本部、地方を問わず、原則として年3回以上の競技会参加を義務づけ、参加のつど公認審判員証に証印を受けなければならない。

本部、地方公認審判員の競技会参加に要する費用は、自己負担を原則とし、これを競技会主催者に請求してはならない。

## 〔分担区分〕

第6条 公認審判員が担当する競技会は、次のとおりとする。

1. 本協会が主催または主管する競技会ならびに理事会において特に必要と認めた競技会（公認競技会の格付け規程に基づくG1、G2）及び段級審査会は、主として本部公認審判員
2. 本協会の加盟団体またはその集合体（ブロック）が主催または主管する競技会（公認競技会の格付け規程に基づくG3、G4）及び段級審査会は、主として地方公認審判員

第7条 本部、地方公認審判員は常に相互に協力し、前条の原則にかかわらず、可能な限り互いに参加し、競技会の正確、迅速な運営に務めること。

第8条 競技会における役員のうち、少なくとも下記に係は公認審判員でなければならない。

1. 第6条1に定める競技会においては、
  - A テクニカル・デレゲート（競技委員長）は、原則として「ジュリー制度及びテクニカルデレゲート設置規程」に基づきジュリー名簿に記載された者で、本部公認審判員
  - B チーフジュリーオブアピール（上訴審判長）、チーフジュリー（審判長）、チーフレンジオフィサー（射場長）は、本部公認審判員
  - C ジュリーオブアピール（上訴審判）、ジュリー（審判）、レンジオフィサー（射場係）は、本部または地方公認審判員
2. 第6条2に定める競技会においては、
  - A テクニカル・デレゲート（競技委員長）は、本部公認審判員
  - B チーフジュリーオブアピール（上訴審判長）、ジュリーオブアピール（上訴審判）、チーフジュリー（審判長）、ジュリー（審判）、チーフレンジオフィサー（射場長）、レンジオフィサー（射場係）は、地方公認審判員

第9条 競技会の規模により、必要に応じ射場役員を置くことができる。射場役員は公認審判員を補佐し、その指示に従い業務を分担する。射場役員の実務は競技規則により行う。

## 〔講習会〕

第10条 公認審判員の技術向上ならびに、公認審判員養成のため審判講習会を行う。

第11条 前条による講習会は本部において年1回以上、主として本部公認審判員を対象に行う。

第12条 加盟団体およびその集合体（ブロック）は、前条による講習会終了後、随時その受講者が講師となって行い、その状況を本部に文書をもって報告する。

第13条 永年本部公認審判員として貢献された者に名誉審判員胸章を贈ることができる。

## 〔賞 罰〕

第14条 公認審判員として、その任務上厳正を欠く行為をなし、あるいは公認審判員の名誉を毀損したときは、理事会は身分の返上を命じ、あるいは剥奪することができる。

## 〔附 則〕

1. 本規程の改廃は理事会において行う。  
（昭和43年6月22日施行 初回）
2. 本規程は昭和50年7月1日より施行する。
3. 本規程は平成6年4月1日改正
4. 本規程は平成14年1月1日改正施行
5. 本規程は平成20年5月24日に改正され、平成21年4月1日より施行する。

<様式1>

## 地方公認審判員推薦書

社団法人 日本ライフル射撃協会  
会長 殿

下記の者を地方公認審判員に推薦いたします。

平成 年 月 日

団体名

事務局

(会長名)



氏 名	フリガナ	生 年 月 日 (年齢)	
		( 歳)	
本 籍 地			
現 住 所	TEL	FAX	
( 転居)			
職 業		勤務先名	
勤務先所在地	TEL	FAX	
審判講習会	日 時	平成 年 月 日	受講場所
	講師名		
競技役員歴等 (過去3年)			
射 撃 歴			
その他参考事項 (加盟団体役員経歴)			
日ラ会員ID			
添付書類			

## 本部公認審判員推薦願出書

社団法人 日本ライフル射撃協会  
 会長 殿

下記の者を本部公認審判員として推薦下さいますようお願いいたします。

平成 年 月 日

団体名  
 事務局  
 (会長)

㊦

氏 名	フリガナ	生 年 月 日 (年齢)	
		( 歳)	
本 籍 地			
現 住 所	TEL	FAX	
職 業		勤務先名	
勤務先所在地	TEL	FAX	
審判講習会	日 時	平成 年 月 日	受講場所
	講師名		
地方公認審判員 取得年月日	平成 年 月 日	番 号	
審 判 歴			
射 撃 歴			
その他参考事項 (加盟団体役員経歴)			
日ラ会員ID			
添付書類	過去3年間の審判員手帳写し		



<様式4> 公認審判員胸章

公 認 審 判 員
氏 名

名誉—黄  
本部—赤  
地方—青